

上三川町訪問型サービス(独自:訪問介護相当サービス)サービスコード表 (平成31(2019)年4月改訂)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	1,168	1月につき	
A 2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,168単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,051
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)		38	1日につき
A 2	2114	訪問型独自サービスⅠ・日割・同一		38単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34	
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)	2,335	1月につき	
A 2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,335単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,102
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)		77	1日につき
A 2	2214	訪問型独自サービスⅡ・日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,704	1月につき	
A 2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,704単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3,334
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		122	1日につき
A 2	2324	訪問型独自サービスⅢ・日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A 2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	266	1回につき	
A 2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		266単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		239
A 2	2511	訪問型独自サービスⅤ		事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)			270
A 2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		270単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		243
A 2	2621	訪問型独自サービスⅥ	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		285		
A 2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一	285単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257		
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型 サービス費 (独自)(短時 間サービス)	事業対象者・要支援 1・2(20分未満)	165		
A 2	1414	訪問型独自短時間サービス・同一	165単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149		
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき	
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所 加算	所定単位数の 10%加算		1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき	
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき	
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A 2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A 2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		